

早出町中堅会規約

施行 S.57. 4.29

改正 S.57. 6.30

改正 S.59.11.28

改正 H. 2. 6.24

改正 H. 6. 6.19

改正 H.15. 6.22

改正 S.58. 9. 9

改正 S.60. 6.22

改正 H. 4. 6.21

改正 H. 7. 6.19

改正 H.17. 6.19

改正 S.59. 6.27

改正 H. 1. 6.25

改正 H. 5. 6.24

改正 H. 9. 6.22

改正 H.23. 6.19

第1条(名称) 本会は早出町中堅会と称する。
 第2条(事務局) 本会の事務局は会長宅におく。
 第3条(目的) 浜松まつりならびに町内諸行事への参加を通じて会員相互の親睦を図り明るく住みよい町づくりに寄与する。

第4条(会員)
 1 本会の会員は早出町に在住する18才以上の男女をもって構成する。
 2 会員のうち35才未満の男女を青年部とする。但し継続して活動する場合はこの限りではない。
 3 会員のうち女子会員を女子部とする。

第5条(事業)
 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
 1 浜松まつり行事について啓蒙ならびに準備活動。
 2 自治会の行事について要請された場合には積極的に協力する。
 3 その他目的達成に必要な活動。

第6条(役員)
 本会に次の役員をおく。
 1 顧問 若干名
 2 相談役 若干名
 3 特別相談役 若干名
 4 常任相談役 若干名
 5 会長 1名
 6 会長代行 1名
 7 副会長 若干名
 8 副会長(書記) 若干名
 9 副会長(会計) 2名
 10 監事 3名
 11 理事 60名以上
 12 青年部長 1名
 13 青年副部長 若干名
 14 女子部長 1名
 15 女子副部長 若干名

第7条(役員の任務) 本会の役員の任務は次の通りとする。
 1 顧問、相談役、特別相談役、常任相談役並びに青年部長は会長の諮問に応じると共に必要に応じて会議に出席して意見を述べることができる。
 2 会長は本会を代表し会務を統括する。
 3 会長代行、副会長は会長を補佐し会長事故ある時これを代行する。
 4 三役(会長、会長代行、副会長)は本会の目的達成のための事業について企画・立案・実施の任にあたる。
 5 理事は三役を補佐すると共に所属組の会員との連絡を密にし会員の意見等を理事会に提出する又、会の普及と会員の指導にあたる。
 6 書記は議事録をとり又、各種会報を作成し会員に回覧する。
 7 会計は経理事務を行う。
 8 監事は会計の監査を行い必要に応じてこれを報告し意見を述べる。

第8条(任期) 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
 女子部役員についてはこの限りではない。

第9条(役員選任)
 1 顧問並びに相談役
 三役会の同意を得て会長が委嘱する。
 2 特別相談役は本会会長退任者をこれに充てる。
 3 常任相談役は本会副会長退任者を充てる。
 但し3期6年以上を務めた者とする。
 4 会長・会長代行
 副会長の中から互選し、理事会・総会に諮り承認を得る。
 5 副会長
 各組毎に三役が理事の中から推薦し三役会で決定した候補者を理事会、総会に諮り承認を得る。
 6 書記・会計
 副会長の中から互選により決定する。
 7 理事
 各組毎に会員の中から互選により決定する。
 8 監事
 三役会の同意を得て会長が委嘱する。

第10条(会議)
 1 総会
 総会は全員総会とし本会の最高決議機関であり年1回開催する。
 但し必要により臨時に開催できるものとする。
 2 三役会
 三役会は会長・会長代行・副会長で構成する。
 3 理事会
 理事会は三役、特別相談役、常任相談役、理事並びに青年部正副部長、女子正副部長及び子供会三役を以て構成する。
 4 いずれの会議も出席者の過半数により議決する。

第11条(経費)
 本会の経費は自治会の助成金及び会員の会費その他をもって充てる。
 会費は1ヶ年参千円とする。但し、貳千円は浜松まつり参加費に充てる。

第12条(会計年度)
 本会の会計年度は6月1日に始まり翌年5月31日で終わる。

第13条(会則の変更) 本会の会則は理事会・総会に於いて出席者の3分の2以上の同意で改正することができる。

第14条(会への入脱会)
 本会への入脱会は自由とし各組理事及び副会長を通し会長に連絡する。
 脱会の際は、会費は返却しない。

第15条(施行) 本会の会則は昭和57年4月29日より施行する。